
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和2年12月14日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和2年12月14日 午前9時00分開議

- 日程第 1 議案第 65 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 66 号 日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 67 号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 68 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）について
- 日程第 5 議案第 69 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 6 議案第 70 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 7 議案第 71 号 令和2年度日吉津村公共下水道事業会計補正予算（第3回）について
- 日程第 8 議案第 72 号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第 73 号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第 10 議案第 74 号 村道の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 65 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 66 号 日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 67 号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 68 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）について
- 日程第 5 議案第 69 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について

日程第 6 議案第 70 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について

日程第 7 議案第 71 号 令和 2 年度日吉津村公共下水道事業会計補正予算（第 3 回）について

日程第 8 議案第 72 号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

日程第 9 議案第 73 号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について

日程第 10 議案第 74 号 村道の認定について

出席議員（10 名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	総務課長 高 田 直 人
総合政策課 福 井 真 一	住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 小 原 義 人	建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之	教育課長 横 田 威 開
会計管理者 西 珠 生	

午前 9 時 00 分開議

○議長（井藤 稔君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

なお、質疑は同一議員につき同一議題について 3 回までとなっております。質疑答弁とも簡潔、明瞭に行っていただきますようお願いをいたします。

日程第 1 議案第 65 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、議案第 65 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 3 点ほど伺います。初めにですけれども、この改正前という所に載っている条文ですが、これはホームページに公開になっておる条例とは違いますね。改正がなされたのに、改正がされていないなということも思ってるんですけれども、その点について 1 点。

それとこの改正につきましては、中低所得者の保険税の負担を軽減するというので、今回改正になるということだと思いますが、ここに 43 万円というのがずっと書いてありますけれども、新しくこの 23 条でいいますと 1 号、2 号、3 号というふうにあって、斜線を引いたところが加わっていますね。その点について、ちょっと分かりやすく説明をしていただけませんか。

それと後 1 点ですが、わたくしのちょっと解釈が違うのかもわかりませんが、附則でこの条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行するということになっています。これこの条文の中で 1 月 1 日から施行されるものがありますでしょうか。その下の附則の 2 として、この条例は令和 3 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用、そして 2 年度分は、2 年度までの保険税による従前の例によるというふうになっているんですけれども、ここの施行日というのは、3 年 4 月 1 日の施行と書くのでいいかなと思ったんですが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず 1 点目の、改正前の条例が今の条例と違うんでないかということですが、これは例規集を見てそのままを落としているので、ちょっと違っているという解釈はしておりませんが、その辺をまた教えていただければと思っております。

それから低所得者の軽減で43万円ということでございます。その分の説明でございますが、平成30年度の税制改正で個人所得課税の見直しがありました。その中で、給与と年金から控除する金額が10万円下げられて、それで最終的に控除する基礎控除というのがありますけれども、そこが10万円上がるということで、所得税では38万円が48万円になるんですけれども、住民税や国保なんかでの基準は、33万円だったものが43万円に引き上がるということございまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減がございます。

その中で今まで7割軽減は、世帯で33万円以下だったということでございますけれども、その部分が43万円と、後、世帯の中で国保に加入している人数をかける10万円と、最初の43万円が一人たしてあるので、それから1を引いた額が加算されるということになっております。

同じように5割軽減では、33万円が43万円に引き上がって、後、10万円プラス加入者数、2割軽減も同様でございますが、43万円に引き上がった部分と10万円に世帯の加入者の人数をかけたものが加算されるという制度でございます。

それから附則の1月1日が4月1日の方がいいじゃないかということでございます。この分につきましては地方税法の改正の中で1月1日施行というふうになっていきますので、その部分で1月1日で一律で施行さしていただいております。そして附則の2番の方で3年度から適用ということでこの期間がありますので、おっしゃられるように4月1日施行で、この度でも3月議会でもいいじゃないかという考えがございましたが、周知期間とかねて1月1日施行でやるという方法もあるということから、そちらを選択さしていただいたものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 条文が違うというところは、例規が直してないんじゃないかなというふうに思います。「そういう意味ですか。」と呼ぶ者あり]その点をちょっと、指摘でもないのでけれども、他のもありますので、以前にもちょっと一般質問でさしていただきましたが、直ってないということを指摘させていただきました。

43万円というのはわかりましたけれども、この条文の中に特定同一世帯の所属のもので給与所得が加わったものは、金額の一定額のある人はとかってこともあると思うんですよね。そういう点について、ちょっと皆さんにわかるように説明していただきたいなというふうに思います。

それと、施行についてなんですけれども、この税改正がなされた時に、いろいろなものが税改正がされてると思いますね。1月1日に施行になるものもあるしということで、その中に国民健康保険税が入ってて、国民健康保険税については新しいものは3年度から実施しますというこ

との解釈をわたしはしまして、3月に出さなくて今出されていいと思いますけれども、4月1日の施行でいいかなということを、この中に今出されている改正の中に、1月1日で施行するものがないですね。それを考えると4月でいいじゃないかということを思ったんですが。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。最初のご質問ですが、以前にもありまして、議決をいただくと改正の方を事業者の方を出しまして、だいたいこれがかっこう時間がかかります。で、データとして返った後にまたホームページの方に掲載するようになるんですけれども、多少タイムラグがあったりして遅れることもあります。今回の分についてはちょっと確認をして、もし改正になっているのに遅れているようでしたら早急に対応したいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。金額の一定額のある人、つまり特定同一世帯の所属のうち給与世帯者の数ということでございますけど、これは給与所得のある方の部分を加算するという意味でございます。給与所得と年金所得もですが、そちらからの税制改正で控除額が10万減った部分、その分を考慮するという計算式でございます。

それから附則の件、4月1日施行がいいんじゃないかということでございますが、おっしゃるとおりですが、その手法があるということでこの1月1日を採用させていただいたということで、これはいろんなところの情報を見ますと、そういった形での提案もあるということでの情報を得ておりますので、その分を採用させていただいたところなんです。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。一点確認をしたいなど、質問ということで、先ほど来話があるように、いわゆる所得課税の基礎控除の見直しに伴って国保も見直すということでもありますけれども、国保の加入者であってもそのたとえば無職の方とかは、控除の具合は変わってくるのかなとちょっと思ったりするんですけれども、その辺の、今の言ったのは少し違うかも知れませんが、基本的にうちが採用する所得割の三つの、国保税の所得割と介護保険と後期高齢と、それぞれの税率に考えれば、要するに10万控除の税率分がいわば安くなるということですね。保険税が減額されるということだという理解かなと思うんですけれども、その辺の考え方として、実際に村の保険税が減収になる部分が概ねこれくらいあるなというふうな見積もりをされ

ていると思うんですけれども、その辺を対象者数と見積額というようなことが概略で結構なんで、説明していただければなというふうに思います。それからもう一点確認は、先ほどの答弁にもちよっとあったんですけれども、要するに住民税も基礎控除額が変わっているわけですね。ここにはちょっと出ていないんですけれども、わたしも情報不足なんですけれども、その点について確認をさせていただいたらと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員のご質問にお答えいたします。後段の住民税も変わっているかということでございますけれども、住民税は変わっておりまして、要は税制改正があったところで、その分が変わるところに合わせてこの国保税の部分も変わるということでございます。

それから対象世帯数でございますけれども、今現在の情報はつかんでおりますがまだシステム改修が終わっていないので、1件1件ちょっと拾っておりませんので、そこでは今わかっておりませんし、減収の見積もりも今のところちょっと出ておりません。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。まあ正確にはね、申告を受けたりしなきゃいけないわけけれども、ある程度財政の見通しとしてはこれくらい減収になるかなちゅうことは見積もって、その上で国保の会計の今後の対応を考えるべきだと思うんで、今見積もられてないということならあれですが、そういうことは早急に考え方の整理すれば当然数字は出てくるんじゃないかなと思うんでよろしくお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。せっかくこの7割、5割、2割減免という話が出たんで、ちょっとここ2点伺いたしたいと思います。まずはちょっとこの範疇から離れるかも知れませんが、もしデータがあって、コロナ禍の中で所得が下がって令和2年本算定が終わった中で、7割、5割、2割減免にどのような変化があったかということと、今度は令和2年になって、この条例改正によって多分に5割の方が7割になったとか、2割の方が5割になったとかいうことはあるのかなということを少しお伺いしたい。この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 山路議員のご質問にお答えいたします。1番目のコロナの関係でこの世帯数の変化ということでございますけれども、令和元年度との比較でございますけれども、

令和元年度が7割軽減が94世帯、令和元年度の11月末現在では89世帯ですので若干減っております。5割軽減につきまして、元年度は73世帯、令和2年度は74世帯で横這い、2割軽減も43世帯で横這いでございます。そういったことでコロナの影響があったかということではちょっと分析ができていないというところでございます。

条例改正によって階層が変わるかということでございますけれども、一番大きなところは7割軽減の部分で、現行今までは33万以下ということのみでございましたけれども、それが43万円に給与所得者等の数をかける10万円というのが加わりますので、その部分で所得の若干の上乗せ部分での変動はあるのかなあということでは思っておりますけれども、その部分だけが若干変わるかなあということでは考えておる、計算というかしておるところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 他に質疑はありませんか。

日程第2 議案第66号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、議案第66号日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第3 議案第67号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、議案第67号日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第4 議案第68号

○議長（井藤 稔君） 日程第4、議案第68号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。3点お願いいたします。14ページ、新型コロナの実施方法について、17ページ、オーストラリアとイングリッシュキャンプの組み替え、これの説明。特にイングリッシュキャンプの事業は新しいものですので、少し詳しくお願いします。

19ページ、新型コロナウイルススクリーニング検査委託料、これは対象者は誰なのか、実施方法と成人式についての考え方と合わせてお伺いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。まずはじめに、17ページにありますオーストラリア交流事業負担金、イングリッシュキャンプ事業負担金、この組み替えについてお答えします。

まず、オーストラリアこの語学派遣につきましては、本当であれば令和2年3月に実施する予定でございました。それで、実際にこの語学派遣を行う10名につきましては選考も行い、事前学習もすべて終え、後は実際の行程の準備これから掛かろうかというふうなところで、残念ながら新型コロナウイルス感染症、世界的に拡大されている状況を受けて中止せざるを得ない状態でごさいました。

ただそれで、選考もしていましたので、また改善ができれば実施しようというところで延期という扱いで進めさしていただいております。この令和2年度に、昨年度の先行者と合わせて今年度の生徒を、語学派遣できればというふうなことで当初計画をしてはいたしましたが、残念ながら今年度中にオーストラリアに派遣することはほぼ不可能な状態になっております。そして選考していた中学生たちのことも考えて、なんとかそれに代わる研修を行えないかということで、他の地域であったりとか、海外に出ずにできる方法をいろいろ模索してまいりました。

そうしたところ、たとえば留学ができなかった生徒、学生のためにも国内におけるイングリッシュキャンプの企画を行っているところがいくらかありました。そうしたものを見て、そこに参加ということも考えたのですが、コロナウイルスの国内の感染状況を見ている中で、県外に派遣をするということ自体もかなり苦しくはなっていました。

そこで考えましたのが、比較的感染者の少ない鳥取県で、県内で実施ができるイングリッシュキャンプを計画してですね、それで2泊3日の行程の中で、鳥取県西部ALTをだいたい3名から4名に1人ついていただいでですね、この3日間ずっと英語を用いてコミュニケーションをとる生

活をしていく中で、このオーストラリア語学派遣に変わる企画として、イングリッシュキャンプを計画したものです。

もちろん、英語の語学力向上のための講義形式の研修に加えてですね、たとえば食事であったりとか、普段の生活をいっしょに、運動もそうですし、そうした活動の中で自分が伝えたいことを英語を通して交わすというふうなことを、このイングリッシュキャンプの中で実現させたく、考えて計画したところでございます。

つづきまして19ページ、新型コロナウイルスのスクリーニング検査の委託料についてご説明いたします。この令和3年1月3日に、日吉津村の成人式を計画しております。例年どおり、成人式の参加、不参加について新成人になる皆さんに連絡をとったところ、参加、不参加の決定ができない方が例年よりもとても多くおられました。これはですね、予測するには行っていいのかどうか判断ができないということを予測しました。

特にその実際に調査を行ったのは、この11月中を中心に行ったのですが、特に感染が広がっている都市部の方からは感染が広がっていない地域へ果たして異動していいものだろうか、それから感染が広がっていない地域については、都市部からの異動者を受け入れていいものだろうか、そういった不安がある中で、村内で過ごしておられる方については、これ本当に出ていいのかなあと、それから都市部の方については、この年末年始にかけての帰郷を自粛するよというふうな方向性の報道もなされている中で、出たいんだけども出ていいのかなという不安が非常にございました。

そこで今回のこのスクリーニング検査については、県外にお住まいの新成人になられる方を対象としております。これは先ほど申しました不安を解消して、この成人式に向かうそういう参加できるようにというふうなことが狙いでございます。実際に現時点でこの参加、不参加について表明していなかった方が連絡をしてこられて、ありがとうございますと、これで参加させていただきますというふうなことを、直接電話連絡して下さっている方も何名かおられます。というふうなかたちで、県外におられる方にこれは簡易キッドを送付します。

それでこれは実際に委託で進めるものですが、その業者から送付された検査キッド、これは唾液の検出による検査です。その検査の媒体をまたその業者の方に送っていただく、これは送る時間としてはその成人式のすぐ前にやっても、また、その後の異動もありますので、だいたい72時間前程度ということで業者の方から連絡が入っております。

それでこの新成人の皆さんには、そのキッドを送る時には、県外の方はその時にはどちらに送

ったらいいですか、というふうなことも調整をさしていただいております。県外に今住んでおられるところがいいのか、あるいは早めに帰っておるので日吉津村の方に送ってほしいのか、そういったことの調整もしながら安心して帰れるようにと、この検査を行うように計画したものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。14 ページのコロナの実施方法というのは、コロナの PCR 検査の費用助成のことよろしいでしょうか。はい、わかりました。

そうしますと、それについてお答えさせていただきます。先ほどの教育委員会の答弁とだぶる部分があるかと思えますけれども、まずこの、検査費用の補助金の目的ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、PCR 検査の自費検査分について補助をし、日吉津村への帰省等がしやすくなり、住民の日常生活を営む上での不安解消と、それから感染拡大の防止というものを目的としたものでございます。対象者につきましては、県外にお住まいの方で、日吉津村内に居住しておられる親族のもとへ帰省を目的に PCR 検査を実施された方、それから、日吉津村に住所を有される方で県外に滞在された場合、帰宅を目的に PCR 検査を実施された方というふうなことを対象者としております。

補助金につきましては、上限額を 3 万円としまして 3 万円に満たない場合はその額までということですが、補助額ですが、学生さんにつきましては全額補助、それからそれ以外の方につきましては、2 分の 1 の額ということにさせていただいております。対象検査といいますと、先ほど申しましたけれども、医療機関での PCR 検査、または簡易キッドの唾液検査によるこれも PCR 検査というのを対象とさせていただいております。

助成の仕方ですけれども、いったん検査をされる方が自費で払っていただきまして、それから領収書等を持ってきていただいて、申請書と合わせて提出していただきまして、それから償還払いということで、全額もしくは 2 分の 1 をお返しするというやり方しております。

ということで帰省がしやすということなんですが、先ほども教育委員会の答弁でありましたように、現在、感染が全国的に拡大しております。その往来の必要性については、十分考えるようにということで要請も出ておりますので、帰省される場合であっても、感染予防対策は十分にさせていただいて、移動していただきますよう合わせてお願いを申し上げます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 14ページは一般の村民の方、19ページについては成人式限定ですね。この成人式の在り方について少し伺いたいと思いますが、1月3日に成人式を行うと、これについて同僚議員の中から、来賓としての参加を見合わせたいという話も出ているくらいで、やり方について当事者と来賓とご家族とおられて、極力ご家族の方をたくさん入れていただいて、三密にならないようにということですが、晴れの舞台でございますからね、せっかくでしたらご家族の方優先でやっていただきたいと思います。

それと、今18歳が選挙権、これが今国会においては18歳も成人というところも考えておられるようにございますけれども、18歳で成人になった場合に成人式というものをするのかどうかということ、できるのかどうかというこの辺の見解があれば、まあ、検討されたいと思いますけれども、受験もあつたりね、なかなか18歳で成人式というのは難しいんじゃないかなと思いますけれども、そのあたり、答えられるところまででよろしいですので、お願いします。

○議長（井藤 稔君） はい、井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。2点ございました。成人式の参列する人々のことですが、議員おっしゃいますように、家族優先でという考え方はとても大切であろうかというふうに思います。現時点最終的に決定しておりませんので、今ご提言いただいた内容も含め検討してまいりたいというふうに思います。

それから、18歳成人の成人式はどうするのかということですが、対象となる年代の方々に現時点、アンケート調査を行っているところでございまして、帰ってきておりますお答えを見ますと、18歳で成人式というよりも従前のように二十歳で成人になったということを実感したい、実感するというふうなお答えが多いかというふうに現時点認識をしております。

これも現時点、最終的に決定をしておるわけではありませんが、18歳というのはちょっと難しいのかなというふうに、考えているところでございます。明確な答えではありませんが、現状を申し上げました。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ここで、議長から一言申し上げます。あくまでも議案質疑でございますので、その趣旨が議案質疑であることから、なるべくずれないように、一つこれは質問も答弁も併せまして、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。先ほどの加藤議員の関連になりますけれども、

14 ページの PCR 検査の分です。内容はよくわかりました。いいことだなと思いますけれども、これあの、他の他町ですね、他町でこういうような、同じようにされているのがあるかっていう点と、後は日吉津村への帰省、県外への出張や受験などはやりやすくなると思うんですけども、やっぱり帰省というのが、12月の6日あたりに中国地方の知事会からメッセージが出ているというところで、やっぱり東京、大阪、札幌などは必要性を十分に検討し、慎重に判断しましょうというのが出ています。こういうのがやっぱり出ていると、なかなかこれイコール、日吉津村にどんどん帰省して下さいねと思われるといけないと思うんですけども、確認をします。日吉津村にぜひ帰省して下さいと進めるものではなく、帰省するならばPCR検査をきちっと受けて下さいねというやり方だということでもいいかという確認の一つです。

後、先ほど申請の話も出ました。領収書を出して下さいということですが、これPCR検査を受けてどのくらいの期間、変な話、受けました申請を一年間していませんというので受け付けるかどうかという、その辺も考えておられるのか教えて下さい。これはそこら辺でいいです。

次は、12、13のところが続けます。仮移転施設整備工事備品購入のところですか。子育て支援センター、児童館の移転の前に1年間ぐらいでしたか、ええと、児童館がトレセン、支援センターがふれあい生活館に仮住まいをするということですけども、これ備品などパーテーションとかもありましたけれども、職員さんと話しをされているとは思うんですけども、これは職員さんの意見が何パーセントぐらい受け入れられたかというところが知りたいです。

それと、コロナの対策とか、エアコンなどその辺の配備も大丈夫かということの一つ、あと取り付けられた本棚とか、備品ですね、複合施設が完成した後はどうなるのかということも、その備品自体がその辺も教えて下さい。

後、仮移転引っ越し手数料77万円というのがあるんですけども、これは児童館、子育て支援センターからふれあい生活館やトレセンに引っ越しする時の、業者にお願いする金額かというのを教えて下さい。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の質問にお答えいたします。まず、PCR検査の方ですけども、他町ではあるかということですが、鳥取県内ではないというふうに把握しております。同じような補助の形でしているところが、全国に知っているだけでは二つぐらいはあるなというふうには認識をしているところです。それから日吉津村への帰省を促すものかということでございますけれども、先ほども申し上げましたがあくまで必要な方が、帰る時に帰りやすくしていた

だくということでの制度ですので、どんどん帰って下さいというものではございませんので、その辺を御承知おき下さい。それからどれくらいの期間のものかということなんですが、一応要綱を定めておきまして、要綱では検査結果判明から、2週間以内に帰省された方というふうに定めさせていただいております。

それからつづきまして、複合施設の仮移転に関するご質問でございます。備品購入費の等の購入に関して現場の職員さんの意向はということなんですけれども、この移転に関しまして、それから新築らに関しまして、すべて職員さんとしっかり話し合っただけで決めていただいております。事務局の方で勝手に決めたものではございませんので、中で意見の合意したものということであれば、やはり100パーセントのものが整えさせていただいているというふうに考えております。

それからエアコンなんですが、エアコンにつきましてもふれあい生活館の方が十分なエアコンがございません。ですので、それについてはしっかりと業務用のエアコンを、今回入れさせていただくような形にしております。

そこで経費の関係で、家庭用のなんていう大きさからという判断もありましたが、やはりここはしっかりとしたものを入れる必要があるということで、業務用のものの予算を組ませていただいております。それから備品の本棚等もふれあいの方も設置をさせていただきます。それからトレセンの研修室の方にも、本棚を窓下にとか設置をさせていただく予定にしておりますが、それが終わりましたら小学校とかで使うようにしておりますので、無駄のないように考えているところでございます。

それから引っ越し手数料ですが、これは議員お見込みのとおり引っ越し業者へのお支払いの金額を予定しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） よくわかりました。その中で引っ越し屋さんに引っ越しをしてもらって本棚とかに本とか入れるんですけども、結構児童館すごい本の量、ビデオとかたくさんあると思うんですけども、引っ越してみても、まだこれが足りないぞとかそういう場合は、プラスで補正などでしていただくようなことにはなるのかなという所を一点、もどりますけれども、PCR検査の方です。先ほどの帰省はわかったんですけども、県外への出張、受験などというところに説明資料にありました。

これ、コロナがいつまで続くか分かりませんが、少し落ち着いて村長とか役場職員さん、まあわたしたちもですけども、県外に出るようなことがあるようなことがあれば、これは補助

対象になるのかというところを聞かせて下さい。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員のご質問にお答えします。まず、第一点目の本棚等が足らなかった場合ということなのですが、今見込みで数量等を上げておりますけれども、実際に引っ越してみても、本当に足りないということであれば、それは対応する必要があると考えおります。

それからコロナで出張等の場合ですが、こちらにつきましてはやはりこの要綱に定めた規定どおりですので、その方は対象になるというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中です。同じコロナに関してですが、14ページ、第4款衛生費の予防費についてです。ここの計画効果という所に書いてあります。まず、1点、日吉津村に帰省を目的でという、それはとってもよくわかります。この場合ですね、県外から日吉津村に、村内に入ってくるには必ず県外で受けて、陰性を確認して、たとえば証明書も取って入ってきて下さいということでしょうか。

ちょっと、お尋ねしたいのは、たとえば東京です。東京で受けました、しかし土日を含んだり、仕事の関係で日吉津村に入るまでにタイムラグが数日あった場合に、その間に感染するかも知れないと、そしたら米子に着いてからもう一回受けようかと、受けないとだめかという疑問もあります。そのことがあったものですから、2カ所で受けなくても、まだ日吉津村に入らなくて、まあ空港なら空港に着いてすぐ医大で受けて、それで陰性ということで入っていいのか。

やっぱり、水ぎわ作戦ではありませんけれども、現住所のある東京で受けて下さい。少々のタイムラグはあってもかまいません。まあ、先ほど2週間ということがありましたので、受けてから数日たったでもいいですから東京で受けて下さいということなのではないかというのが1点です。

その下です、今度は日吉津村から県外に出る場合です。たとえば受験生の場合に保護者がついていついていきます。それは受験生が何日間いろんな大学を受けられるとしても、保護者はたとえば日帰り、あるいはせいぜい1泊2日で帰ってきます。その時に、これも東京を仮定といたしますけれども、東京に着きました、明日帰ります。東京でPCR検査をして帰って来るのか。あるいは帰ってから日吉津村にまあ入ってからでもですけども、米子に着いてから医大で受けても

いいのか。病院の方に聞きましたら、たとえば日帰り、朝立って、夜帰って、あくる日朝 PCR 検査を受けてもそれはどうでしょうか、というふうなことは聞いておりますけれども、村の姿勢として、要するに現住所で必ず受けて下さいということなのか、ということをお尋ねしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 河中議員のご質問にお答えいたします。県外からお帰りになる場合に、必ずそちらで受けなきゃいけないのかということですが、基本はそういうことを想定しております。ただ、こちらに帰ってから受けられる分についても別にそれでだめということではございません。この制度をどういうふうにしようかなというところを考えた時に、やはりこの西部地区で PCR 検査がすぐに受けられるという医療機関が現状ないものですから、まあ、少ないですね。ですから、現地で受けてもらったりとか、インターネットを使って簡易キッドによる唾液の検査をしてもらう方がしやすいんじゃないかということで、一応そういうふうに設定をさせていただいております。よって、べつに帰ってからこちらで受けられても結構かと思いません。

それからこの補助につきましては、必ず受けなさいというものではございませんので、受けなければ入れないとか、日吉津に帰れないとかそういうことではございません。帰られる際に、少しでも安心して帰っていただく、不安を解消していただくというためのものがございますので、そこはご理解いただきたいなというふうに思っております。ですから、受験生につきましても同じように東京で受けられてもかまいませんし、こちらに帰られてということでもかまわないというふうに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

長谷川議員。

○議員（1 番 長谷川 康弘君） 1 番、長谷川です。15 ページの農林水産業費の補助金のところの、小規模農家農作業省力化支援事業補助金という所で 1 点質問させていただきます。この補助金を申請できる方、対象者の方の要件は何がありますでしょうか。わかるところで簡単をお願いします。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。15 ページの小規模農家作業省力化支援事業補助金に関してのご質問でございますけれども、こちらにつきまして対象

とさせていただきます農業者の方ですけれども、耕作面積についての規定はございません。

ただし、認定農業者の方でありますとか、認定新規の就農者の方でありますとか、そういったような方につきましては、県なりの補助事業が十分整っているというふうに思っておりますので、そのような方については対象からはずさせていただいております。それと後、当然なんですけれども村税の納付、そういったようなところの遅延のない方、それと後、生産物を販売される方ということで対象を設定させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。5ページほど質問させていただきます。まず、10ページです。総務費の一般管理費委託料、ここで2点お願いします。産業医の委託料が112万2,000円減額になっています。これは当初、書いとったのを忘れましたけれども、ずいぶんこう減額になっていますけれども、産業医というのは毎年減額、それから削減、全然支出がなかったりしていますけれども、今の時期にあって削減されるということの意味を教えてください。

それと、電算処理業務の委託料というのが減額41万9,000円ありますけれども、ここの中に事業計画を見ますと、BCPの情報環境整備事業というのが55万6,000円計上ですね、それがあがってませんけれども、ここの中で差し引きをして予算の計上をされているのでしょうか。事業は説明の中にありませんので、どういうふうになっているのかなということを教えてください。

それと12ページ、社会福祉総務費の扶助費、住居確認給付金というのが220万円減額になっています。これは当初39万6,000円が計上されており、第2回の補正で369万6,000円補正され、合計約410万になっています。その時の2回目の補正の時の説明が、生活支援が述べ84世帯ですという説明を受けたかと思います。これあの220万減額をされて、今現在どういうふうになっているかということをお聞きいたします。

13ページ、保育所費の委託料です。電算処理業務の委託料が300万ちょっと、303万7,000円計上されております。これは理解はいたします。保育所の業務支援としてICTをシステム事業を入れていくというとはわかりますが、これを説明を見ますと入札から運用開始まで3ヵ月間程度要して、実際の運用は令和3年4月以降になる予定だということが記載してあります。その中で現在新しい保育所を建設をするということをしておる中で、300万かけてこれを入れていくという利点といいますか、次、移っていく時にもまた費用が掛かると思うんですが、設計の中に入れていき、設備していくということにはならないかということをお聞きしたいと思います。

すみませんたくさんあって、先ほど 15 ページで農業振興についての質問が同僚議員からもありましたけれども、これ他町でもやられてまして、それをちょっと問い合わせをしてみました。うちの場合の財源を見てみますと、一般財源で充てられておりますけれども、他町で実施されておるところは給付の交付金で財源が充てられています。そういうふうにはならなかったのか、ということをお伺いしたいと思います。先ほど申請に対しての、たくさんの規制はかけておらないということでしたけれども、その町ではいろんな縛りはないですということがございました。でまあ、半額助成というのはそういうふうにはなっておるということでしたけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

それとすみません最後ですが、20 ページの資料館の費用として中身はありません。財源として 5,227 万 5,000 円の補正の財源が上げられていますけれども、これがどういう財源が充てられておるかということをお聞きいたします。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。最初の 10 ページの産業医委託料です。毎年産業医ということで予算計上して、昨年までなかなか産業医が見つからなくて減額をしておりましたけれども、この度 11 月に契約をさせていただいて、12 月から来ていただいたりすることができるようになりましたので、8 ヶ月部分を減額させていただいたということでもあります。

それから電算委託料ですけれども、こちらのマイナス 41 万 9,000 円につきましては、特別定額給付金のシステム改修が結果が出ておりますので、97 万 5,000 円の減額と BCP の関係の職員の出勤の関係での電算委託料ということで 55 万 6,000 円で、差し引き 41 万 9,000 円の減額ということでもあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。住居確保給付金ですけれども、こちらにつきましては生活困窮者自立支援法に基づいて必須事業ということで、もともとある制度でございました。わずかな予算を当初組んでおりましたが、コロナの影響でその対象範囲も広がってということで、実際に実績としまして春申請もドーンと増えました。その時点で予算の補正をいたしまして、先ほどおっしゃいました 400 万ほどの予算を組ませていただきました。それ以降、ここまでですね、今回は実績を考慮しましてほしい見込みの半数程度であったということで、このくらいの額を減額をさせていただいたということでございます。

それから保育所の ICT につきましては、ご理解をいただいたということですが、まあ具体的に言いますと園児の登校園の管理ですとか、それから園児の情報管理、それから保育料の計算、こちらのことになりますけれども職員のシフト表の作成といったようなことを、ICT 化によって効率化を図っていこうというものでございます。これにつきましては、ソフトの導入、パソコンの導入、カードリーダーの導入でございまして、すべて新しい施設に費用なしで移転できますので、現段階で購入をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。15 ページの農業の関係の補助金についてですが、こちらにつきまして当初コロナ関連で上げさせていただいておりますが、臨時交付金を財源にということで考えておりましたけれども、今回の補正につきましては、その部分の交付金の割り振りがちょっと難しいということであったので、今回は一般財源で対応をということで、今後状況によりましてはまたそこら辺の対応を検討していくということでございます。

後、他町、近隣で実施されているところにつきまして、半額ということで補助をされておることなんですけれども、今回出させていただきましたこの事業についても、半額助成ということで上限を 10 万円で計画をさせていただいております。省力化ということで事業の方もうたわせてもらっているところなんですけれども、自走式の草刈り機でありますとか、あるいはトラクターに付けるモアというようなところを対象とする機械としてあげさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 三島議員のご質問にお答えいたします。20 ページ、陶芸倉庫棟の新築工事の財源につきましてですが、議案説明資料の 12 ページで説明させていただいております。財源については、夢育む村づくり基金繰入金を活用させていただいております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。10 ページの、先ほど総務課長から説明をいただきましたけれども、BCP の環境整備事業これは事業として上がっていますね。説明にも上がりますけれども、これが予算書で事業費として上がっていないということは、わたしはちょっと、

こういうことはないんじゃないかなというふうに思いますが、差し引きしたというのはちょっと、そういうことでできるのかなと思います。先ほど説明がありましたように、電算処理委託料を減額の97万5,000円を出しておいて、後、BCPの事業費を入れて55万6,000円を計上しておかないと、事業がどこで組んであるかということがわからないと思うんですけれども、この点についてももう一度お願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。この予算書については、電算処理委託料についてはすべて電算処理委託料ということで、ここだけに限らずですね、当初予算もすべて電算処理業務委託料という具合に組んでおまして、その中には事業がいろいろあるということで、基本的には事業説明の中で電算処理委託料ということでどこでも出てくるんですけれども、それは説明資料の方で見ていただくということで、この度は一つの方が特別定額給付金ですべて完了しましたので、その関係が減額になったということで、説明資料の方にはありませんでしたけれどもそういう形になっておりますので、当初予算等では電算処理業務委託料の説明は、説明資料の方でさせていただくということでご理解いただければという具合に思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田ですけれども、何点かお聞きしたいと思いますが、先ほどから出ています14ページのコロナの関係ですけれども、これですね、全国の知事の多くの方やら、鳥取県の知事も言っておりますがこの趣旨はよくわかりますけれども、まず、コロナで帰省だけは極力控えて下さいよというのが、あちこちの知事やらマスコミで言われているように、そこを村長なりが何かの形で表明するというか、言っていただくのがまず先ではないかなと思っておりますので、その辺の答えをよろしくお願いします。

それから歳入で7ページの説明資料なんですけど、地方創生臨時交付金でまあ、これは村として決めておる事項なんですけど、これでPCB情報環境整備事業でいろいろと導入をするというふうに書いてありますが、この中でとくに出勤簿につきましてはどのような形になるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

それから歳出の15ページで農業関係ですけれども、小学校や、保育所の農園試験場の委託料がばらばらなんですけど、ちょっとこの辺の説明をお願いしたいと思いますが、以上です

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。松田議員からのご質問にお答えをいたします。コロナのPCR検査助成の関係でご質問をいただいたところでございます。これと帰省をどう考えるかということでご質問でございます。先ほど来、福祉保健課長からも答弁をさせていただいているところでございますけれど、帰省をされる際にぜひこれは受けていただいて、もしそこで仮に陽性が出れば帰って来るのはぜひ控えていただきたい。専門の医療機関等に掛かっていただきたいという思いが一つあります。

もう一点の現在の状況というのが、これは日々刻々と変わっているところでございまして、これが仮にでございませうけれども、緊急事態宣言が出るとか、後は全国で都道府県をまたいだ異動を控えて下さいというようなことになりましたら、それは村長の方からも村民の皆さんに帰省を考えておられる皆さんにも、それはそれでお願いをしていくべきことだと思っております。

その上で、ただどうしてもやっぱり帰省をしないといけないというようなこともあるかと思っております。そういった時にこの制度を使って、PCR検査というのを帰省される前にできるだけ受けていただいて、その中で帰って来ていただくというようなことを想定しているものでございます。併せましてやはりこの先ほどもありました検査の受けてからの時期とか、タイムラグとかということもございました。この検査を受けられて、その時陰性が出たからといってこれが100パーセントであるかということ、必ずしもそうではないものだと思っておりますので、しっかり移動される際に関しても、感染防止策をとっていただきたいと思っておりますし、帰られてからもそのご家族の中でも、一定の感染防止ということには気を付けていただいて過ごしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員のご質問にお答えいたします。ご質問の中の出退勤管理システム、どのような方法で行うのかということについて詳細説明させていただきます。このシステムはパソコンの中に入れておいて、朝登庁時にですね、パソコンにカードリーダーを付けておいてそこにICカードをピーとかざすと、そうすると登庁時間が記録されます。簡単に言いますと帰りの時には帰る時に、またICカードをピーとかざすと退庁時間が記録されます。こういった、システムでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員のご質問にお答えいたします。15ページにあります農

業振興費の委託料についてですけれども、まず一点目、保育所農園作業委託料につきまして、こちらの方、さつま芋を栽培するということで実施をさせていただいておりますけれども、こちらの内容について作業の中で埋め立てという作業がありますけれども、こちらの方 JA の方に委託をしておるところですけれども、当初予定しておりました畝数を若干変動があったもので、その部分で補正を組まさせていただきました。

次に小学校農園作業委託料ということで上げさしてもらっていますけれども、こちらの方委託料から役務費、手数料の方に振替えをさせていただきたいということで組まさせていただきます。

もう一点が、試験栽培農園作業委託料ですけれどもこちらにつきまして、まだ実際の金額が確定したというものではないんですけれども、その中の取組みの中で金額が確定した部分がございますので、その部分について減額させていただいたということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） 8 番、松田ですけれども、この出退勤のシステムじゃないですけれども、これは要するにタイムカードみたいな感じでやるんじゃないかなと思うんですけれども、これは以前から今まで印鑑何かだったと思うんですけれども、前からタイムカードみたいなものを導入すべきだなんて話も出ていましたけれども、なかなか役場の中の業務がそういうことになじまないというようなことで、今までずっと出勤簿は印鑑だということをやっていましたけれども、これ導入した後の、たとえばデメリットなんていうのはないものでしょうか。これ、導入のデメリット。以上です。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員のご質問にお答えいたします。デメリットとして若干電気代がかかるということですね。パソコンを起動していますので、メリットの方をお聞きになっていないんですけれども、出退勤、来られた時間と帰る時間、それから休暇にも連動しておりますし、時間外勤務にも連動いたします。

併せて出張命令簿とかもすべて勤務時間と連動しておりますので、出退勤のシステムと連動しておりますので、それらがすべてハンコ社会、押印とかがいらなくなると、システム上ですべて行えるというメリットが非常に大きいものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員よろしいですか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。ちょっと、何項目かあるのでよろしくお願ひしたいと思ひます。まず、予算書の8ページのところですね、歳入の方になります、ここで陶芸資料館倉庫のためということだと思ひますが、夢育む村づくり基金が繰入れされていて、4,735万5,000円ということで、今回の増額ですので、以前の財源もあると思ひんですが、この関連とですね、先ほどの支出の方の説明書の方の資料館のところには、5,227万5,000円が基金繰入れということになっているので、これは多分2段構えの繰入れかなとちょっと思ひんですが、その相差があるという辺のこの説明をいただきたいのと、そもそも以前にも言っていますが、この基金を使用するということについてどの辺で判断をして、今回4,700万円を基金から繰り出すというふうなことが判断されているのかということ、判断すべき基準と庁内での決定ということについてのご説明をいただきたいというふうに思ひます。

それから同じく予算書で、16ページ土木費の歳出であります、ここに土木費道路維持費の中に村道橋梁定期点検業務委託料ということで、120万が補正をされておりますが、従来から適宜実施されているというふうに思ひますが、今回この12月に補正されたいというのはどういうことなのか。認定を提案いただいている村道の関連なのか、少し説明をいただきたいというふうに思ひます。

それから続いて18ページの小学校費の学校管理費のところ、委託料ということで47万3,000円RC棟内部モルタル部改修工事設計業務委託料ということで、設計業務の委託が47万3,000円ということですので、工事費が今後発生するのかなあというふうに思ひんですが、この辺のモルタルの改修の必要性ということについて補足説明をいただきたいと思ひます。

それから続いてそのすぐ後に負担金補助及び交付金ということで、5、6年生のスキー教室の補助金に新型コロナ対応というのがあるんですが、この辺の意味合いをちょっと補足をいただきたいと思ひます。

それから20ページ教育費の社会体育総務費の所で補助金として10万円、日吉津村スポーツ推進支援事業補助金とありますが、これはどういったものなのか補足をいただきたいというふうに思ひます。

それから続いて、議案説明資料の方で伺いたいんですが、5ページ、保育所等複合施設整備事業の中で補正がされておまして、子育て支援センターはふれあい生活館で児童館はトレセンということでもあります。この点でたとえば、児童館がなぜトレセンかなというふうに思ひまして、学校の施設を利用できる場所があるんじゃないかと思ひんですが、これは村の方針に関

わることになるんでしょうけれども、トレセンの研修室を児童館に一時改修して、体育館の方を子どもたちの運動に使うかなとは思うんですけども、児童館の性格上、学童保育と放課後児童クラブですから、学校の特別棟あたりをうまく利用すれば学校との連携もしやすくいいんじゃないかと思います。

前後しますが、子育て支援センターはふれあい生活館で児童館はトレセンということで、もしかしたらこの二つの連携が同じ敷地内でしやすいということが、従来同じ施設でそれなりに協力し合っていたらというふうにならざるを得ないので、その辺があるのかなと、その辺の決定の理由をご説明いただきたいと。

それから続いてで、概要書の6ページですが、この事業の概要については日吉津保育所及び児童館というふうには書き出しされておまして、実態は保育所に導入するということなんです、新しい施設では児童館も使うからという意味なのか、ちょっとこの辺の記載が矛盾をきたしているんじゃないかと思います。

それから7ページです。先ほど来いろいろ議論がされておるように、新型コロナのPCR検査ですが、先ほど同僚議員がいろんな感点で質問をされたわけですが、答弁の中で要綱を作成しているというのがあるので、やっぱりこれは要綱をこの資料の中に、あるいは追加でも示していただいてその上で議論すべきではないかと、村民の方も非常にいろんな不安があると思うんですね。そういった面でいうと、この概要書にプラスして今作られている要綱なり、要綱案について示していただいて、それを前提にもう少し協議していかないと村民の方のいろんな不安や問い合わせに十分これで応えられるかなと、わたしが考えてもいろいろなんかこれはどうなんだ、これはどうなんだとたくさん出てきそうな気がするので、何かそういう要綱で協議すべきでないかと、たとえばこの中でも大学生で県外在中者ほかと書いてありますが、大学生というのは専門学校は入るんですか、入らないんですかとか、そういったことは一般の方からどうしても質問が出るんじゃないかなと思うので、要綱でかなり細かく決めてそれをたたき台で協議すべきではないかというふうに思っていますので、できたらお示しいただきたいというふうに思います。

それから概要書の最後ですね、資料館の管理運営ということで資料館の当面移転する倉庫として作るということでもあります。工事費が5,000万ほどの工事費ですが、5,000万をたぶんこれ切るでしょうから、契約で議会の議決が必要な項目からは漏れると思うんですけども、その辺もあってちょっとなんです、どういう構造になっているのかとかですね、あるいはそもそも複合施設に展示スペースがあって、焼き物小屋を壊してそこに2階建てで展示スペースというのがイ

メージ的に果たして本当に展示スペースになるのか、保管庫としてキッチンとやるということではないのかというのが疑問を感じるわけですね。

その辺でですね、この5,000万は貴重な財源でむしろ実際にキッチンと展示スペースやればたりないんじゃないかぐらいに思うんですけども、その辺についてももう少し明解にイメージできるものをお示しいただきたいなというふうに思います。いろいろ説明が書いてありますけれども、これ一つ一つ聞いても時間がたりますので、ちょっとその辺の答弁をいただきたいというふうに思います。以上です、長くなりました。

○議長（井藤 稔君） 前田議員にちょっとお尋ねいたしますけれども、今何点ありましたか質問が。

○議員（7番 前田 昇君） いや、何点かって。

○議長（井藤 稔君） ちょっと、それをお聞きしとるんですけども。

○議員（7番 前田 昇君） いや、数えればかなりあります。数がね。

○議長（井藤 稔君） わかりました。ここで一言申させていただきますと思います。あくまでも最初申しましたように議案質疑でありますので、自分の考え方、それは皆がいろいろな考え方があるわけですので、それはやはり控えていただきたいと、このように、あくまでも議案質疑ということで視点で質疑をしていただくようによろしくお願ひしたいと、それから執行部の方にもお話しさせていただきますけれども、そういう判断で考え方等についての質疑は度外視して、今質疑があった中で、そういう判断の基に答弁を完結明瞭によろしくお願ひしたいと思います。以上。

なら、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。夢育む村づく基金の繰入金ということで、まず、基本的な基準ということですけども、毎回だいたい300万から400万くらいということを目途にですね、今までも学校管理であったり、保育所、児童館、支援センターなどの図書とか、そういう備品に充ててきておりました。今回は当初、人材育成交流が始まったということで国際交流の関係やら、村のPR、そういうことに充ててきております。基本的にはそういう夢育む村づくり基金が教育、福祉、環境、その他村長が認めるところにいただいておりますので、それに沿った形での使い方をしているということでもあります。

今回当初、この度保育所の複合型、子育て拠点施設等の建てるということもありましたので、その関係で、児童福祉施設建設に係る福祉分と村長分から7,500万位も当初で充てております。

今回ここが4,735万5,000円になっておりますけれども、先ほどもありました資料館の方に5,227万5,000円充てております。それ以外にオーストラリア等がなくなりましたので、その辺の減額、それから農業関係のあたりが地方創生の財源に切り替えましたので、その辺の減額をしておりますので、このあたりが差額が出ているということで4,735万5,000円になっているというものです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。16ページ土木費の中の委託料につきまして、橋梁点検の委託料についてのご質問だったと思いますけれども、こちら120万プラスということで補正を計上させていただいております。こちらについては、当初計画しておりましたこの点検の個所数、14橋ということで計画しておりました。それに今回加えて7橋を、この金額で点検をということで補正を上げさせていただいております。

これは、村内にあります橋梁の点検については、5年に1回実施するというので計画を立てさせていただいておるものでございますけれども、今回、来年度の部分についても前倒しで実施をさせていただきたいということでございます。こちらにつきましては、当初の予算の中で出させていただいた部分の中で、若干予算以内で収まった部分もあつたりしましたもので、そこら辺を調整しつつ、次の来年度の部分も、前倒しでさせていただきたいということを検討させていただきました結果として、120万のプラスの補正を組まさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。議案の説明資料についてのご質問をいただいております。まず、5ページの複合施設の代替施設ということなんですが、前田議員の方からはトレセンの研修室ではなくて、小学校はどうかというようなご意見をいただきました。それについても検討はいたしましたけれども、やはり小学校も使っているということ、それからスペースの関係、後、逆のトレセンの研修室の使用頻度でいきますと、やはりトレセンの研修室が一番いいだろうということで研修室にさせていただいております。

それと言われましたように、子育て支援センターの職員の連携ということもありますので、近い所にさしてもらったということでございます。

それから6ページの方ですが、ICTのシステム化でございます。説明の概要の中で保育所及び児童館というふうに書いてございまして、その整合性はどうかということなんですが、今回

はすみません、保育所だけでございます。将来的に児童館も入れたいなということで、児童館という文字が入っておりますが、ちょっとこちらは訂正をお願いしたいなというふうに思っております。

それから7ページのPCR検査なんですけど、要綱は確かに案はこんな事業をやりたいということでは当然作っております。それについては、一応議決をいただいた18日以降の施行ということで考えております。案についてお示しすることはできると思いますけれども、この議会の場で議員の皆さまと一緒にご議論するような性質上の物ではございません。行政の運営基準を定めたものという解釈をしておりますので、そういう形で進めたいと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、18ページ委託料のモルタルの改修の必要性はというふうなことで質問がありましたが、このモルタルについてはですね、平成31年度に岡山県、熊本県で相次いで、天井のモルタルが落下したというふうな事件がございました。幸いにして、子どもたちが通っていない時間帯だったために、大きな事故は起こっていないんですが、この岡山の事故については昭和48年に建築された校舎、熊本については昭和46年に建築された校舎の中で起こっているものでございます。

日吉津村の日吉津小学校は、教室棟は昭和36年、管理棟は昭和44年、特別教室棟は昭和57年に建築されたものでありまして、年数も非常に経っておりますので、このむき出しになっている部分もございまして、モルタルの検査それから改修が必要だと考えております。

続きまして、その下にありますコロナ対応の5、6年スキー教室補助金についてですが、これは修学旅行でもバスで隣同士で座らないようにと、3密を回避するような形で実施させていただきました。同様にバスの乗員の数、児童数などの安全に3密を回避した数というふうなことで積算したところ、1台バスの増便をする必要があるんで、これは大型1台の増便分だというふうに判断下さい。

続きまして、20ページにあります社会体育の総務費の中の、日吉津村スポーツ推進支援事業の補助金についての説明です。これは全国大会に参加する選手の補助に充てられるものです。それで今回5件の全国大会の出場がありますので、その支援金が10万だというふうなことで計上しております。わたしからは以上です。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員のご質問にお答えいたします。説明資料の中で、展示スペー

スの収蔵庫の考え方についてのご質問がございました。結論から申し上げますと、収蔵、展示棟という形で新に予算化して建設していきたいということでございます。当然、新しい施設の展示スペースが出来上がるまでは収蔵のみの機能ということになります。

更に申し上げますと、2階建てのものを新築いたしまして1階には従前の陶芸の部屋、それから社会体育倉庫、もう一つ収蔵庫と三つのスペースが1階でございます。その2階全体が収蔵、展示スペースということでございます。

実際に全国的にも、県内にも、たとえば県内ですと遺跡から出てきた貴重なものを収蔵しながら展示するというやり方もありますし、先般、山口県の金木民俗資料館、ここにおきましても収蔵しながら展示するというやり方をしているのを視察してまいったところでございます。展示棟としてキチンとした形の展示スペースをつくるのが理想ではございますが、新しい施設の展示スペースにすべてのものを展示するスペースを確保できなかったこともありまして、収蔵しつつ展示もできるという形の手法をとったところでございます。

具体的には壁面に展示できるスペースをとって、スペースの中ほどには棚を置いてそこに展示物を置いて、収蔵しつつその棚と棚の間を歩いて見ていくことができるというふうな内容のスペースになるものと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今の資料館の教育長さんの説明で言うと、建物の構造はどういったものなんでしょうか。その点をお聞かせいただいたらと思います。

それから先ほどのコロナに関するご答弁で、要綱はここで協議するほどのものではないということでしたけれども、この説明書を見て、先ほどわたしがちょっと言いましたように大学生であるんですが、専門学校は入るのかというふうなこととか、それから帰省というふうにあるんですけれども、帰省といいましてもたとえば墓参りとか、ある程度まあ不要不急だというふうなことはお控えいただくということもあると、そのあたりを整理して広報する必要があると思うんで、その辺のことです。

また、議長からご指摘受けるといけませんけれども、要するに対象者をどういう場合にこの事業で活用いただきたいというふうに広報されるのかということと、小さいことですが、今の大学生についての解釈はどのような点かということをお願いします。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。簡潔にご答弁をお願いします。

○教育長（井田 博之君） 前田議員のご質問にお答えいたします。構造は鉄骨造りの2階建てと

いうことをございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。学生という定義の定めはですね、専修専門学校、短期大学、4年生大学、大学院、予備校等に在学している平成2年4月2日満30歳から、平成14年4月1日満18歳までに生まれた学生というふうな定義づけをさせていただいております。

それから不要不急ということに関しましては、国の要請なりを十分ふまえた内容を、たとえば要綱を掲載するホームページ等の冒頭の部分に、しっかり書き加えて周知をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 構造についてご説明いただきましたが、確認ですがたとえば防音ですとかですね、要するに展示として落ち着いてご覧いただけるようなそういう配慮は当然あるべきで、いわゆる少し壁面なんかもキチンとしたものになるんだろうと思いますが、その辺のところについても一回補足をいただきたいと思います。

それから先ほどのPCRの件で言えば、くどいようですがこの説明資料ではそこまで読み取れないわけですね。ですからその辺はもう少し、一般の方にもよくわかるような説明がないと混乱するのではないかと思うので、その点を今後、気を付けていただいたらと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

三島議員。

〔「答弁」と呼ぶものあり。〕

○議長（井藤 稔君） すみません。井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員のご質問お答えいたします。説明資料の方に書いてございますが、現在の資料館にはなかった空調をキチンとして、現在のものは湿気とか、カビとか、かび臭さとかいうようなことがございましたが、そういうことはキチンとクリアしていきたいと考えております。

2階にもものを持ち運ぶわけですので、まずは車椅子の方が車いすごと階段を移動できるような施設を想定しておりますし、重たいものを持ち上げることができるような、吊り荷受け用の運搬架台を設置するように予定しております。展示スペースとして、より一層いい環境になるように努めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 先ほど質問しました13ページの保育所のICT導入についてですけれども、これちょっといろいろ聞き合わせて見ますと、先ほどの説明の中に役場もですけれども、出先機関と連携とってしていくということですが、説明で聞いていますと何か管理されるみたいな感じが受け取れるんですね。そういうあれじゃなくて、保育所なんかでみると子どもがお昼寝をしておる所もちゃんと映して行って、どういう状況にあるかなということを見ていくということがありました。ですので、そういう辺についても検討して、導入をしていただきたいなというふうに思います。

それと先ほど何か質問にされたなと思ったんですが、2ページの資料館のわたくしも質問をして、あっ、落としておったと思ったんですけれども、夢育む村づくり基金繰入金は5,227万5,000円になっていますけれども、歳入では4,735万5,000円ですね。その差額がどこから入ってきたのかなということをお聞きしたかったんです。それを忘れていましたので、よろしく願います。

[橋井議員退席 10:40 着席 10:50]

○議長（井藤 稔君） 三島議員に確認します。1点目は要望ですか。

○議員（4番 三島 尋子君） 要望というか、そういうことも入れられたらということです。

○議長（井藤 稔君） ですから要望ですか。

あの、わかりました。以上2点、今質問があったと思いますので、簡潔に答弁お願いします。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。夢育む村づくり基金ということで、先ほどもちょっと説明をしましたけれども、プラスの部分は資料館の関係ということなんですけれども、人材育成交流の中で17ページの財源のところには△の424万9,000円となっております。こちらの方が当初沖縄とオーストラリアで550万計上していたものを減額して、イングリッシュキャンプということで125万を計上しておりますので、その関係でこちらの方が△になっているということと、農業振興の15ページの方で△の67万1,000円と、こちらの方が保育所農園、小学校農園、試験栽培農園ということで減額しておりますので、これが国県支出金の△6万6,000円の内の方に地方創生の補助金ということで組み替えておりますので、そちらの方に計上されているということで、その総額を計算しますと4,735万5,000円ということになります。

以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。保育所の ICT 化の件でございますけれども、先ほどちょっと今回の導入の目的を4点ぐらい申し上げました。そういったことによって、業務の軽減やですね、効率化を図ることで子どもたちとふれあれる時間を増やす。そして、こどもたちへの保育の資質の向上とか、そういったものを図ることを目的としておりますので、子どもたちとの時間を増やすことにもっと使いたいということです。

決して管理だけのためだけではございません。登校園の管理ということで、今でもカードリーダーでは打刻をしてるんですけれども、それがただ、紙の情報しかないんでこれをデータ管理すると、たとえば保育料の計算とかが一括してデータでできるようになります。そこでまた時間をつくることができますので、それを子どもたちの時間へというようなことを考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はございませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。長くなりましたので、1点だけ、わたしが列記していた質疑については、皆さんがお聞きになったんで、1点だけお聞きしたいというふうに思います。実をいうと、わたしも成人式に参加するようにしております、ただ今、もろもろ聞く中では少し心配だなという今気持ちで、それと教育長の方から今いろいろ今後考えていきたいというような見解も言われたところなんですけれども、小原課長の答弁の中では西部圏域で検査する窓口が限られているというような話も今、これまでも執行部の見解としてあったと思うんですけれども、特に3密が一番心配なのはここですね。成人式でないかなとわたし思っております。

そうすると教育委員会で、その西部の検査窓口というのはどの程度かなと、余裕があるのかどうかというところまで調べられているのかなと、基本的にはわたしはこちらに帰ってから、今同僚議員の方からも話があるように、こちらに帰ってから検査するのが一番これ、何ていうですかね、クラスターとかそういうことを考えた時に、一番考えないけんことでないかなというふうに思っております。教育委員会の方に、この成人式の場合を想定して検査の在り方、窓口でそういう調査というのですか、調べられたのかなということを質問したいというふうに思います。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。簡潔にお願いします。

○教育長（井田 博之君） 山路議員のご質問にお答えいたします。検査する事業者はもう想定し

ておりまして、あらかじめ相談して、いついつお願いすればどうなるかというようなことも、調査済みでございます。

帰省してからの方がいいのではないかという、それはそのようにわたしどもも考えますが、何分にも1月3日ということで帰省してからというのが、まったく年末年始、大晦日、元旦というようなところを想定しなければならなくなるということから、できるだけ年末の一番最後辺りで可能な時間、期間というのを想定してそこで実施できるようにと考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） ありがとうございます。というのがですね、ここテレビ等でですね、東京では自由に検査できるというような情報もあると、わたしは年末であろうとやはりそういう緊張感を持った村内の状況をつくり上げるためにも、年末であろうと次の日には結果が出るというような情報もはいつておりますので、その方がわたしはいいじゃないかなと思っておりますので、別に答弁いりませんけれども、ここまだ時間がありますので考えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。いろいろ各議員から出ておりますので、わたし3点についてお聞きをしたいなというふうに思います。質問のページがちょっと順序が前後するかも知れませんが、まず、質疑の順序としては補正予算書の15ページ、建設産業課の担当だと思います。先ほどからありましたけれども、委託料の部分の小学校の農園作業、うなばら荘前の水田ですね、これの作業委託料を役務費の精米手数料わずか2万2,000円ですけれども、これを振り替えたという答弁がありました。

まず、これは業務としては、作業をたしかここでは農家の方々に刈り取りだとか、稲はでだとかということの前にも伺っていました。それが精米手数料に振り替えられとるというのはどういふことで振替えられることが可能なものかなというふうに思いますので、そのつじつまがちょっと理解できませんので、そこをはっきりとしていただきたい。

それから39万8,000円の試験栽培、これ菌床キノコの廃菌床を利用したということで、すでにこれは、今年度の当初には結果がもうすぐ出て、年末までには報告ができるようなお話を聞いたんですけども、これが39万8,000円減額になっておるといふのはちょっとなんか理屈に合わな

いなというふうに思っておりますのでその答弁、以上がこの15ページです。

それから次に、14ページです。衛生費、福祉保健課担当の、先ほど来コロナのPCR検査の検査助成ということで、これは概要書の7ページにこの計画効果の概要が記載をされております。そこで、この対象者の云々というのはどういう事象で云々だかということは、論議になってはおりませんが、そもそも県外に在住し、日吉津村への帰省を目的に検査を受診した者ということが定義付けされております。

それでわたくしはこの帰省ということの要綱といいますか、どういうことを意味して帰省と呼ぶのか、広辞苑ではないですけども、帰省とはなんぞや、そしてこの帰省とすることにおける対象者の要件規定は、たとえば予想されることは学生さんたちの云々というのは帰省でももちろん客観的に判断はできるんですが、子どもさん以外の兄弟であったり、その配偶者であったり、そのまた子どもさんであったり、何親等とはいいませんけどもそのあたりの規定という、考え方はどのようにしてこの補助制度を受けられる要件にされているのかなということを確認をしたいと思えます。

それから3点目、先ほど来から出ていますこの児童館と資料館の移転の話です。今回、児童館については、移動やらその他もろもろで約930万ぐらいここで投資をされます。児童館がそれぐらい930万ぐらい掛かっていました。そして資料館は、今回設計管理で約220万、それから約5,000万が工事費です。それであわせると約5,220万、それでおおむねこれらを、この今回の複合施設を建てるために付随的にこれらが出てきて、6,100万から6,200万これ掛かるんですよ。更にこれから更に、プラスアルファの可能性が、まだこれ、包含されている内容だとわたしは理解をしています。

それでこれ先ほど来、建物の構造云々ということが出ていまして、資料で見る限り、これけっこう資料が丁寧にこれ作ってくれている資料だなと思っています。なかなかこの担当の職員は良くできた方だと思います。要するに今までの陶芸倉庫を撤去をしてですね、現在85平米ほどあった鉄骨平屋建ての陶芸倉庫は撤去して、新しく鉄骨2階建て255平米を立てると、それで1階部分が30平米、2階が115平米併せて145ほどですから、陶芸倉庫部分が約残りですから110何平米残るんですね。という計算になってきます。

それで設問のその部分で、通常日吉津村は発注する時に設計と管理を別個にしていましたよね。今回設計と管理を一緒にしています。久しぶりにこれ見たなと思っていますけれども、聞きたいことは令和3年の1月、これ12月終わってすぐ年明けた1月の末にはすぐ着工する工程です。

それで5月の中旬に完了です。工期が100日ですね。ということは、この建物は100日で255平米で5,000万の投資でやることということは、簡易的な建物の鉄骨プレハブとは言ってはいけませんけれども、予想できるのは鉄骨プレハブ、外壁が鉄板か何か分かりません。ということが予想されて、ここには空調などが云々付けられる予定になっていますよね。それで将来的にはこの建物は資料の仮置き場であって、未来永劫これを継続して資料のものとして使っていく行く建物ではないなとわたしは見たんですが、入りきらないものはそこにずっと置いておかれるのかなということも確認をしたいと思います。多分入りきらないじゃないかなとわたしは思っています。それで空調やら云々で保存しようということが予想できます。今のわたしはいただいた資料に基づいた中で、総合的に判断した中で、これはどういうことかなということの疑問を今ぶつけているので、とりあえず3項目の部分について回答いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えします。15ページの農業振興費の委託料についてご質問いただきました。まず、小学校農園の委託料について、これを役務費の精米手数料の方に振り替えをさせていただきたいということで、上げさせていただいております。内容につきましてですけれども、委託料につきまして委託契約をさせていただくにあたって、数量が確定しない中、取れ高によって変わってくるという中では、この委託契約という項目より手数料の方がよいのではないかとということで、そちらの方に振り替えをさせていただきたいというものでございます。

続きまして試験栽培農園作業委託料でございますけれども、こちらにつきまして、3月時点当初予算を立てさせていただいた中では、100万円の予算を出させていただいております。内容的にはたい肥化作業であるとか、廃菌床の検査とかあるいはネギ栽培、ブロッコリー栽培、水稻栽培に係る所の費用ということで上げさせていただいております。内容的にネギ栽培、ブロッコリー栽培、そういったところにつきましては、金額の方が確定したので今回これを減額させていただくということで、若干まだ、たい肥化作業等について金額が確定しておりませんので、今回出させていただいたのは、まだ結果として出させていただくという数字ではないということで、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。PCR検査の件でございます。帰省等ということで、大学生の場合は非常にわかりやすいと思います。それ以外ですと、

たとえば日吉津出身の方で、日吉津に残した親族が心配だということで、様子を見に帰られたりとか、お世話しに帰れたような方も対象にしております。

具体的には一応三親等内ということで、叔父、叔母、それからいとこ、甥っ子、姪っ子ぐらいが三親等まで入りますので、そちらも対象にしたいというふうに考えております。またあの、複雑な関係も出てくると思いますので、そこは個別にちょっと判断をしていきたいと思います。

後、申請書の方に日吉津での滞在先住所とか、世帯主さんということを書いていただくようにしております。それと日吉津の住基との照合も、まあ承諾していただくような申請書にしておりますので、そちらの方で具体的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

それから移転のことなんですが、移転につきまして児童館をトレセンにもっていくというための荷物置き場のために、トレセンに175万6,000円予定しております。それからふれあい生活館の方は251万4,000円ということで、床の改修工事、空調工事、トイレ改修、建具といったもので考えております。それから電気設備工事ということですが、これはトレセンの方だけなんですが、光ケーブルの配線工事の方で154万円計画しております。それから新たな役場の財務会計システムを持っていく必要がございますので、設置の情報システムのネットワーク工事の関係で165万3,000円ほど予算を見積もっているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。収蔵する展示スペースの収蔵スペースの全体のスペースが減るということに伴って、お返しできるものはお返しするであったりとか、他に有効に展示いただける場所にお譲りするであったような、その資料の選択というふうなことは、当然、今後していかないといけないなあというふうなことは計画しております。

それで、収蔵展示について多くの人に触れていただく展示方法は、現在研究中でございますので、この施設の維持管理ができる間はしっかり展示していきたいなあというふうに考えております。以上です。

○議員（3番 橋井 満義君） 設計監理を一緒にしていたのを今までやっていたのを分離して発注していないというのは、今回特別な事情があったのか、それで工期的なものが短かったからそういうふうになっているのか。どうですか。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。財務規則第145条で時価に比して著しく有利な価格で、契約を締結することができる見込みがある時にはそれができると

いふうなことになっております。それで今回設計を委託しているところの複合施設の方でも、お世話になっているところなのでそれに付帯してお願いするものであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） おおむねの概略がわかりました。まず、建設産業課についてはこちらの方がやりやすいだとか云々の答弁をいただきましたけれども、ちょっと理解に苦しむところがありましたので、この予算については多分次年度も発生することありますから、その部分については留意をしてこの予算はしていただきたいと思います。

それから2点目のコロナの関係です。先ほど課長の方からやはりきちっとした部分といいますか、その規定の内容では今初めてわかったことは、三親等という法的な性格の部分の発言があったわけです。それでその三親等というのは、現在の日吉津に居住をされて、現住所がおありになる方から見て三親等の県外者という形でよろしいのかなというふうに思います。

そうしますと、現在おじいちゃんご夫婦、子供さんおられて、それらのどの人から見ても三親等の方であればよろしいのかな。戸籍の長ではなくても、そこって結構ワイドですよ。3世代、4世代の家庭ってあるかも知れませんが日吉津の場合は、そうすると、大きいおじいちゃん、おばあちゃん夫婦、若夫婦、そのめいめいの方が日吉津の住民票に載っていますよね。その方の絡みでどの三親等でもいいのかな。その三親等の範疇は、結構そこファジーになっちゃうんじゃないかなと思いますけれども、その辺はいろいろお考えがあるんでわたしはまあそこで詰問をしようとは思いませんけれども、今後の要件の中でその部分の規定は、ある程度お考えになっておられるんでしょうけれども、その辺を今お持ちでしたら再度答弁をいただきたい。ということで、後もう1回ありますので、2回目のやつはそこで切らせて下さい。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおりで、たいへん難しい基準になってまいります。ですけど、こちらにお住まいの方からどなたから見ても三親等にしないと、ちょっと難しいなということで結構幅広くなってくるかなというふうには考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 小原課長、わたしはその選択肢はよろしいかと思います。よそから嫁さんに日吉津に居住されてですね、ほんと日吉津は良いところだと、自分のやはり三親等の方でも日吉津にこうやって来られるという方はですね、わたしは十二分にフォローアップして、

日吉津の商業にもなりますし、いい政策ではないかなというふうに思いますので、その点については推進していただきたいというふうに思います。

それで今回これで最後ですので、再度今の児童館、そしてさまざまな資料館の移転等を含めた中ですね、これは私見に基づいてということで議長から注意を受けてはいけませんので、わたしはこの財源に基づいたものの中で、やはりおおむねこれが6,000万を超えています。そして更に、プラスアルファが次年度にはここに出ていますね。収蔵用の棚部品、資料館移転等については、令和3年度の予算で計上するというので、おおむねこれは6,000万どころですまなくて、7,000万、8,000万近くになっちゃいます。

それでこれがなぜ生じたかという、資料館移転やら解体やら全てにこれに付随したわけですよ。複合施設を建てるために。それであのあたりの土地ってね、だいたい費用価格で4万、5万、6万かな、そうすると6,000万、7,000万と費やすと、約これ1000坪以上買収できますね。そうするとあそこの1000坪から1200坪、約3000から4000平米の土地買収価格とほぼ同等です。わたしこれで答弁いりませんので、これはほぼ今の建物が建てれるぐらい新しい土地を隣とはいっては語弊がありますから、あそこにすっぽり建てれた。そういうことも考えながら、やはり今後の行政は追加費用の予測を捉えながら、予算執行をしていただきたいということを申し添えて終わります。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第69号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、議案第69号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第70号

○議長（井藤 稔君） 日程第6、議案第70号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医

療特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第71号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、議案第71号令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第72号

○議長（井藤 稔君） 日程第8、議案第72号鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第73号

○議長（井藤 稔君） 日程第9、議案第73号鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第10 議案第74号

○議長（井藤 稔君） 日程第10、議案第74号村道の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今回2ヵ所村道認定の議案が出されておりますが、全協の時にも伺ったんですが、この幅員ですね、その際に4メートル以上ないと問題があるんじゃないかというその辺の質問もあったわけですが、その幅員が何メートルであったか、それから延長がそれぞれ何メートルになっているのかということ。それからもう1点、この村道を認定する場合に、個人が開発の結果村に寄附して村道認定を求めるといふような方法もあると思いますが、そこらあたりの村としてのそれこそ要綱なり、村道認定の基準というものはないのか、ということについて伺いたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。延長、幅員についてですけれども、樽屋北2号線こちらについて延長が260.4メートル。幅員が9メートル、新田川線につきまして延長が165メートル、幅員が3.9メートルということになっております。

村道認定についての村の見解ということでございましたけれども、こちらにつきましては村独自でそういったような要綱なり、そういったようなものはございませんけれども、国の方針なりそういったようなところに沿った形で、こちらの方の認定の方は進めていきたいというふうに思っておるところで、建築基準法でありますとか、そういったような法律に沿った形で進めさせていただいておるといふふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。そういう基準が何らかの形ではあるべきだといふふうには思いますけれども、先日の質問もあったように、要するに4メートルまあ3.9メートルと新田川ですね。であります、4メートルより狭いのに、都市計画の関係で村道認定しているのか、という質問を他の議員からあったわけですがけれどもその辺について答弁をお願いします。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。建築基準法、これが昭和25年に制定をされておるといふことでございます。その中においては道路幅、幅員が4メートルというようなことが示されておりますし、また道路と2メートル以上接していなければならないというようなこともうたっておりますが、当然、この法が25年より前に建てられた住宅などにつきましては、幅員が4メートル未満であるというようなところもあるわけで、そういった場合について、建築基準法に違反になるというような解釈かなと思いますけれども、それが4メ

一トール未満の道路であっても、法適用以前から使用されております道路でございますと、市町村長など、特定行政庁が道路として指定したものについては、建築基準法上の道路とみなすこととなるということでございます。

こちらの今回認定をお願いしております新田川線につきまして、3.9メートルということでございますけれども、今年度中にはこれを幅員を広げ4メートルにするというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 説明としてはわかりましたけれども、現実に4メートル無い村道もありますので、時間の経過でそういったものもあることは承知しておりますが、今説明のあった法的な根拠に準じた村の基準があった方がいいんだろーと思いますので、その点は指摘して終わりたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。この件について質疑をさせていただきたいと思っております。先ほど課長の答弁では3.9メートルのものを本年度中だったかな、4メートルにするということをおっしゃったんですけど、わたしはこの3.9メートルある現状でなんとかやはり村道にしないでほしいという諸事情があったというふうに思っていますよ。それをするためにやはり隣接の地権者なり様々な人おられると思います。

その方に村道にするためには4メートルなのでその部分の10センチですよ。公簿上の中のその部分は、村道の部分に譲歩願えませんでしょうかというような方法でもとられたのか、それなくして4メートルには新田川の土手部分を拡張して4メートルを強引に広げていくという手法しかないと思います。その点は村の方からそういうアクションでも起こされたのかなというふうに思いますけれども、その点についてはどうですか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、その沿線におきまして状況が、この村道認定しなければならないという状況があったものでございますけれども、こちらの拡張につきましては新田川の方の部分についてを、村道の一部として拡張させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので質疑を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 24 分 散会
